

水戸地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 課税処分取消請求事件

国側当事者・国(下館税務署長)

令和5年10月12日却下・棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	下館税務署長
被告指定代理人	奥江 隆太
同	小池 裕行
同	神山 ひな
同	作沼 臣英
同	千田 幸司
同	遠山 浩四郎
同	本城 大地
同	齋藤 隆宏
同	伊原 祐司
同	富山 智子

主 文

- 1 本件訴えのうち別紙1記載の各部分の取消しを求める部分をいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

下館税務署長が令和2年9月9日付けで原告に対してした平成27年分ないし平成30年分の所得税及び復興特別所得税の各更正処分を取り消す。

第2 事案の概要

原告は、令和2年3月14日、処分行政庁に対し、平成25年分の所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)について、租税特別措置法(以下「措置法」という。)に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額及び先物取引の差金等決済に係る損失の金額(以下「本件各損失額」という。)が生じたとして、これらの損失金額を翌年へ繰り越す旨記載した確定申告書(以下「本件期限後申告書」という。)を提出した上で、同年6月8日、平成27年分ないし平成30年分(以下「本件各年分」という。)の所得税等の確定申告(以下「本件各確定申告」という。)をした。

本件は、原告が、処分行政庁から、本件期限後申告書の提出は法定申告期限から5年を経過

してなされたものであるから無効であり、本件各損失額を平成２６年分以後に繰り越すことはできないなどとして、本件各年分の所得税等の更正処分（以下「本件各更正処分」という。）を受けたことから、本件各更正処分は平成２７年分及び平成２８年分の上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得等の金額の計算上、本件各損失額を控除していないから違法であるとして、その取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

別紙２に記載したとおりであるが、上場株式等に係る譲渡損失及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に関する規定（以下、措置法３７条の１２の２第５項の規定及び同法４１条の１５第１項の規定を併せて「本件各繰越損失控除規定」という。）及び国税の徴収権の消滅時効に関する規定の概要は以下のとおりである。

なお、以下では、平成２７年分の「上場株式等に係る配当所得の金額」（平成２５年法律第５号による改正前の措置法８条４項）と平成２８年分ないし平成３０年分の「上場株式等に係る配当所得等の金額」（平成３０年法律第７号による改正前の措置法８条の４第１項）を併せて述べるときは「上場株式等に係る配当所得（等）の金額」という。また、平成２７年分の「株式等に係る譲渡所得等の金額」（平成２５年法律第５号による改正前の措置法３７条の１０第１項）と平成２８年分ないし平成３０年分の「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」（同法３７条の１１第１項）を併せて述べるときは「（上場）株式等に係る譲渡所得等の金額」という。

（１）上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

措置法３７条の１２の２第５項は、上場株式等に係る譲渡損失を繰越控除できる旨を規定している。

すなわち、同項は、確定申告書を提出する居住者が、その年の前年以前３年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を有する場合には、当該譲渡損失の金額に相当する金額を当該確定申告書に係る年分の（上場）株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得（等）の金額を限度として、当該年分の当該（上場）株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得（等）の金額の計算上控除する旨を規定している。

また、同条第７項は、同条第５項の規定を適用するための要件として、譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき所定の確定申告書を有効に提出することを求めている。

すなわち、同条第７項は、同条第５項に規定する居住者が上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であって、同項の確定申告書に同行の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、同項を適用する旨を規定している。

（２）先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

措置法４１条の１５は、先物取引の差金等決済に係る損失について、同法３７条の１２の２第５項及び同条第７項と同様に、繰越控除できる旨及び繰越控除の規定の適用要件として損失の金額が生じた年分の所得税につき所定の確定申告書を有効に提出する必要がある旨を規定している。

すなわち、同法41条の15第1項は、確定申告書を提出する居住者が、その年の前年以前3年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額を有する場合には、当該損失の金額に相当する金額を当該確定申告書に係る年分の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該年分の当該先物取引に係る雑所得等の計算上控除する旨を規定している。また、同条第3項は、同条第1項に規定する居住者が先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分の所得税につき当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であって、同項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、同項を適用する旨を規定している。

(3) 国税の徴収権の消滅時効

国税の徴収権は、原則として法定納期限から5年間行使しないことによって、時効により消滅する（国税通則法（以下「通則法」という。）72条1項）。ただし、偽りその他不正の行為により全部若しくは一部の税額を免れ、又は全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税については、その時効は、原則として当該国税の法定納期限から2年間は進行しないこととされている（同法73条3項）。

2 前提事実

(1) 原告による確定申告書の提出

ア 原告は、令和2年3月14日、処分行政庁に対し、平成25年分の所得税等について、別表2の「平成25年分」欄のとおり、措置法に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額5000万円及び先物取引の差金等決済に係る損失の金額1535万8735円が生じたとして、これらの損失金額（本件各損失額）を翌年以降へ繰り越す旨、並びに課税される所得金額及び納付すべき税額がいずれも0円である旨記載した確定申告書（本件期限後申告書）を提出した。（乙6）

イ 原告は、令和2年3月14日、処分行政庁に対し、平成26年分の所得税等について、別表2の「平成26年分」欄のとおり、本件各損失額を翌年以降へ繰り越す旨、並びに課税される所得金額及び納付すべき税額がいずれも0円である旨記載した確定申告書を提出した。（乙7）

ウ 原告は、令和2年6月8日、処分行政庁に対し、平成27年分の所得税等について、別表1-1の「確定申告」欄のとおり、同年分の上場株式等に係る配当所得の金額から本件各損失額を控除し、本件各損失額の残額は翌年以降へ繰り越す上場株式等に係る譲渡損失の金額又は先物取引の差金等決済に係る損失の金額であるとして確定申告をした。（乙2）

エ 原告は、令和2年6月8日、処分行政庁に対し、平成28年分の所得税等について、別表1-2の「確定申告」欄のとおり確定申告をした。同確定申告時に提出された確定申告書の付表の「前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額」欄及び「本年の3年前分」の「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」欄には、本件各損失額に係る金額が記載されていた。（乙3）

オ 原告は、令和2年6月8日、処分行政庁に対し、平成29年分及び平成30年分の所得税等について、別表1-3及び別表1-4の「確定申告」欄のとおりそれぞれ確定申告をした。（乙4、5）

(2) 本件各更正処分等

処分行政庁は、令和2年9月9日付けで、原告に対し、原告の平成25年分の所得税等について、本件期限後申告書は期限後申告をすることができる期間を経過して提出されたものであるから、本件各損失額を平成26年分以後に繰り越すことはできないなどとして、本件各年分の所得税等について別表1-1ないし1-4の「更正処分等」欄のと通りの各更正処分（本件各更正処分）をすると共に、平成27年分及び平成28年分の所得税等について無申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）をした。（乙8ないし11）

(3) 原告による再調査の請求及び審査請求

ア 原告は、令和2年11月5日、処分行政庁に対し、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分を不服として再調査の請求をした。これに対し、処分行政庁は、令和3年1月28日付けで、原告の上記再調査の請求をいずれも棄却する決定をした。（乙12）

イ 原告は、令和3年2月22日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分を不服として審査請求をした。これに対し、国税不服審判所長は、令和4年1月12日付けで、原告の上記審査請求をいずれも棄却する裁決をした。（甲1）

(4) 原告による訴えの提起

原告は、令和4年7月5日、本件訴えを提起した。（顕著な事実）

(5) 平成25年分の所得税等の徴収権が時効消滅する日

平成25年分の所得税等の法定納期限は、平成26年3月17日である。したがって、その徴収権が時効消滅する日は、通則法72条1項の規定による場合は平成31年3月18日、同法73条3項の規定による場合は令和3年3月18日である。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本案前の争点

本件各更正処分のうち原告の申告額を超えない部分の取消しを求める訴えの適法性（争点（1））

（被告の主張）

所得税等は申告納税方式を採用しているところ、納税すべき税額は、原則として納税者がする納税申告により確定するものであり、納税者が一旦確定した課税標準等又は税額等を自己に有利に変更しようとする場合には、更正の請求をする必要がある（通則法23条）。したがって、更正の請求の手續を執ることなく、抗告訴訟において更正処分のうち申告に係る納付すべき税額等を超えない部分の取消しを求める請求は、訴えの利益を欠き不適法である。

原告は、本件各確定申告により自ら本件各年分の税額等を確定させた後、通則法が定める更正の請求をいずれも行ふことなく本件訴えを提起しているから、本件訴えのうち、本件各確定申告に係る納付すべき税額を超えない部分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠き不適法である。

（原告の主張）

上記被告の主張は争う。

(2) 本案の争点

本件の本案の争点は、本件各更正処分において、本件期限後申告書がその提出が可能な期間内に有効に提出されておらず本件各繰越損失控除規定の適用要件を満たさないとして、原

告の平成27年分及び平成28年分の上場株式等に係る配当所得（等）の金額、（上場）株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得の金額の計算上、本件各損失額を控除しなかったことが適法であるか（争点（2））であり、これに関する当事者の主張は、以下のとおりである。

（被告の主張）

原告の平成25年分の所得税等の期限後申告については、通則法73条3項所定の事情は認められない。したがって、原告の平成25年分の所得税等の期限後申告書の提出が可能な期間は平成31年3月17日までの期間となる。

そうだとすると、本件期限後申告書の提出は無効であるから、原告は、平成27年分及び平成28年分の上場株式等に係る配当所得（等）の金額、（上場）株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得の金額の計算上、本件各損失額を控除することはできない。

よって、原告の平成27年分及び平成28年分の上場株式等に係る配当所得（等）の金額、（上場）株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得の金額の計算上、本件各損失額を控除しなかった本件各更正処分は適法である。

（原告の主張）

原告は、平成24年分及び平成25年分の所得税について、課税の対象となることを回避する意図をもって申告せず、その結果所得税の支払を免れているから、「不正の行為によりその全部（中略）の税額を免れた場合」（通則法73条3項）にあたる。したがって、原告の平成25年分の所得税等の期限後申告書の提出が可能な期間は令和3年3月18日までの期間となる。

そうだとすると、本件期限後申告書の提出は有効であるから、原告は、平成27年分及び平成28年分の上場株式等に係る配当所得（等）の金額、（上場）株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得の金額の計算上、本件各損失額を控除することができる。

よって、原告の平成27年分及び平成28年分の上場株式等に係る配当所得（等）の金額、（上場）株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得の金額の計算上、本件各損失額を控除しなかった本件各更正処分は違法である。

4 被告が主張する所得税等

平成27年分及び平成28年分の上場株式等に係る配当所得（等）の金額、（上場）株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得の金額の計算上、本件各損失額を控除できないことを前提として被告が主張する原告の本件各年分の所得税等に係る課税標準等及び納付すべき税額等は、別表3記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 争点（1）（本件訴えのうち、別紙1記載の部分の取消しを求める訴えの適法性）について

所得税等が採用する申告納税制度（通則法16条1項1号、同条2項1号、所得税法120条、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法17条）の下では、納付すべき所得税等の税額は、原則として納税者がする納税申告により確定する。そして、申告納税方式である国税について、納税者が自らした申告により確定した税額等を自己に有利に変更しようとするためには、更正の請求によらなければならない（通則法23条）。このように、所得税等が申告納税方式を採用し、確定申告書記載事項の過誤の是正につき更正の請求という特別の手続を設けていることによれば、更正処分のう

ち申告に係る納付すべき税額等を超えない部分の取消しを求めることは、確定申告の錯誤が客観的に明白かつ重大であって、通則法が定める方法以外にその是正を許さなければ、納税者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がない限り、許されないものと解される（最高裁判所第一小法廷昭和39年10月22日判決・民集18巻8号1762頁参照）。したがって、更正処分のうち申告に係る納付すべき税額等を超えない部分の取消しを求める訴えは、前記特段の事情がない限り、不適法というべきである。

これを本件についてみると、原告は、本件各確定申告により本件各年分の税額等を確定させた後、通則法が規定する更正の請求をいずれも行わないまま、本件訴えにおいて、本件各更正処分のうち本件各確定申告に係る納付すべき税額等を超えない部分についてもその取消しを求めている。しかし、本件全証拠によっても、本件各確定申告の錯誤が客観的に明白かつ重大であって、通則法が定める方法以外にその是正を許さなければ、納税者たる原告の利益を著しく害すると認められる特段の事情を認めることはできない。

よって、本件訴えのうち、本件各更正処分中本件各確定申告に係る納付すべき税額等を超えない部分、すなわち別紙1記載の各部分の取消しを求める訴えは不適法である。

- 2 争点（2）（本件各更正処分において、本件期限後申告書がその提出が可能な期間内に有効に提出されておらず本件各繰越損失控除規定の適用要件を満たさないとして、原告の平成27年分及び平成28年分の上場株式等に係る配当所得（等）の金額、（上場）株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得の金額の計算上、本件各損失額を控除しなかったことが適法であるか）について

（1）期限後申告書の提出が可能な期間

所得税等の期限後申告について、通則法は、「25条の規定による決定があるまで」（同法18条1項）することができる旨規定するほかは、その期間について明示していない。

しかしながら、国税の徴収権は、その国税の法定納期限から5年間（通則法73条3項の適用がある場合は実質7年間）行使しないことによって時効により消滅し（同法72条1項）、その時効については援用を要せず、また、利益を放棄することもできない（同条2項）ことによれば、国税の徴収権は、時効期間の経過後は、納税者が時効を援用するかどうかを問わず絶対的に消滅し、税務官庁は徴収手段をとることができずと解するのが相当である。

また、国税の徴収権の消滅時効の完成により、具体化されなかった抽象的納税義務そのものも消滅してしまうと解されるところ、確定申告は、納税者が自らその納税義務の内容を確定させるための手続であると解されるから、通則法25条の規定による決定がされない場合であっても、当該申告の対象となる国税の徴収権の時効期間が経過し、抽象的な納税義務自体が消滅し、具体的な納税義務の内容をおよそ確定することができなくなったときには、期限後申告をすることはできなくなると解するほかはない。

したがって、期限後申告書の提出が可能な期間は、その国税の徴収権が時効により消滅するまでと解するのが相当である。

よって、期限後申告書の提出が可能な期間は、原則として、当該国税に係る法定納期限から5年間であり、73条3項所定の事情がある場合にはその国税に係る法定納期限から7年間となる。

（2）本件期限後申告書はその提出が可能な期間内に有効に提出されたか

前述のとおり、通則法73条3項所定の事情がある場合には、期限後申告書の提出が可能

な期間はその国税に係る法定納期限から7年間となること、同項にいう「偽りその他の不正の行為」とは、税額を免れる意図の下に、税の賦課徴収を不能又は著しく困難にするような何らかの偽計その他の工作を伴う不正な行為を行っていることをいい、単なる不申告行為はこれに含まれないと解される（最高裁判所第三小法廷昭和52年1月25日判決・訴訟月報23巻563頁参照）。

これを本件についてみるに、原告の平成25年分の所得税等の期限後申告について、原告が税額を免れる意図の下に、税の賦課徴収を不能又は著しく困難にするような何らかの偽計その他の工作を伴う不正な行為を行ったことについては、証拠が全くない。そうすると、原告の平成25年分の所得税等の期限後申告書の提出が可能な期間は、原則どおり、法定納期限である平成26年3月17日から5年間である平成31年3月17日までの期間となる（前記前提事実（5））。

これに対し、原告は、平成24年分及び平成25年分の所得税について、課税の対象となることを回避する意図をもって申告せず、その結果所得税の支払を免れているから、原告の平成25年分の所得税等の期限後申告書の提出が可能な期間は、法定納期限から7年間であると主張する。

しかし、通則法73条3項が、国税の徴収権で偽りその他の不正の行為によりその税額を免れた国税等に係るものの時効は「当該国税の法定納期限」から一定期間進行しないと規定していることから明らかなとおり、同項所定の事情が存在するために期限後申告をすることができる期間が法定納期限から7年間となるかどうかについては、年分ごとに定まるものである。したがって、平成24年分の所得税に関する事情を理由とする原告の主張は前提を欠く。

結局のところ、原告の主張は、単なる不申告を主張するにすぎないのであり、前述のとおり、単なる不申告行為は「偽りその他の不正の行為」（通則法73条3項）に該当しない。したがって、原告の上記主張は理由がない。

以上によれば、原告の平成25年分の所得税等の期限後申告書の提出が可能な期間は平成31年3月17日までの期間であるところ、本件期限後申告書は上記期間を経過して提出されたものであるから（前記前提事実（1）ア）、その提出は無効である。

（3）小括

上記（2）のとおり、本件期限後申告書はその提出が可能な期間内に有効に提出されていないから、平成27年分及び平成28年分の所得税等につき、本件各繰越損失控除規定の適用要件である所定の確定申告書の有効な提出がなされているとはいえない。よって、原告は、平成27年分及び平成28年分の上場株式等に係る配当所得（等）の金額、（上場）株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得等の金額の計算上、本件各損失額を控除することはできない。

したがって、処分行政庁が、本件各更正処分において、原告の平成27年分及び平成28年分の上場株式等に係る配当所得（等）の金額、（上場）株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得等の金額の計算上、本件各損失額を控除しなかったことは適法である。

3 本件各更正処分の適法性

(1) 原告の本件各年分の所得税等の納付すべき税額等

原告の本件各年分の所得税等の納付すべき税額等は、平成27年分及び平成28年分の上場株式等に係る配当所得（等）の金額、（上場）株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得等の金額の計算上、本件各損失額を控除することができないことを前提として算出すると、被告が本訴において主張するとおり（別表3記載のとおり）であると認められる。

(2) 平成27年分の更正処分の適法性

平成27年分の更正処分は、同年分の所得税等の納付すべき税額を、上記認定額を下回る28万5600円としたものであり、翌年へ繰り越す上場株式等に係る譲渡損失の金額及び翌年へ繰り越す先物取引の差金等決済に係る損失の金額を上記認定額と同額としたものであるから（前記前提事実（2））、全て適法である。

なお、原告は、本件各損失額を翌年へ繰り越す旨記載した平成26年分の所得税等の確定申告書に係る税額等が更正されていないことから、本件各損失額を控除しないことを前提とした平成27年分の更正処分の内容と平成26年分の期限後申告の内容とが矛盾することを理由に、平成27年分の更正処分が違法であると主張する。しかし、平成26年分の所得税等の確定申告書に係る税額等については、同確定申告書が更正をすることができる期間が経過する直前、すなわち、法定申告期限から5年を経過する日（通則法70条1項柱書、同項1号）の直前である令和2年3月14日に提出されたため、処分行政庁においてその更正をすることができなかったと推認され、同確定申告書に係る所得税等の税額等の更正をしなかった理由が、処分行政庁において本件各損失額を翌年へ繰り越す旨の記載が適法であると判断したためであるとは認められない。そうだとすると、平成27年分の更正処分の内容と平成26年分の期限後申告の内容とが矛盾するからといって、これを理由に本件各損失額を控除しないことを前提とした平成27年分の更正処分が違法となるわけではないから、原告の上記主張は理由がない。

(3) 平成28年分ないし平成30年分の更正処分の適法性

平成28年分ないし平成30年分の更正処分は、所得税等の納付すべき税額、翌年へ繰り越す上場株式等に係る譲渡損失の金額及び翌年へ繰り越す先物取引の差金等決済に係る損失の金額を上記認定額と同額としたものであるから（前記前提事実（2））、全て適法である。

第4 結語

よって、本件訴えのうち、別紙1記載の各部分の取消しを求める部分については不適法であるからこれを却下し、その余の部分はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

水戸地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 廣澤 諭

裁判官 吉野内 謙志

裁判官 溝口 千恵

(別紙1)

却下部分目録

1 処分行政庁が令和2年9月9日付けで原告に対してした、原告の平成27年分の所得税及び復興所得税の更正処分のうち、次の(1)ないし(7)の金額を超えない部分

(1) 総所得金額	0円
(2) 上場株式等に係る配当所得の金額	1万6900円
(3) 株式等に係る譲渡所得等の金額	0円
(4) 先物取引に係る雑所得等の金額	△834万1020円
(5) 還付金の額に相当する税額	2583円
(6) 翌年へ繰り越す上場株式等に係る譲渡損失の金額	4998万3100円
(7) 翌年へ繰り越す先物取引の差金等決済に係る損失の金額	2369万9773円

2 処分行政庁が令和2年9月9日付けで原告に対してした、原告の平成28年分の所得税及び復興所得税の更正処分のうち、次の(1)ないし(7)の金額を超えない部分

(1) 総所得金額	0円
(2) 上場株式等に係る配当所得等の金額	14万3100円
(3) 上場株式等に係る譲渡所得等の金額	△422万2000円
(4) 先物取引に係る雑所得等の金額	0円
(5) 還付金の額に相当する税額	2万1910円
(6) 翌年へ繰り越す上場株式等に係る譲渡損失の金額	407万8900円
(7) 翌年へ繰り越す先物取引の差金等決済に係る損失の金額	834万1020円

3 処分行政庁が令和2年9月9日付けで原告に対してした、原告の平成29年分の所得税及び復興所得税の更正処分のうち、次の(1)ないし(6)の金額を超えない部分

(1) 総所得金額	0円
(2) 上場株式等に係る譲渡所得等の金額	△3400万0000円
(3) 先物取引に係る雑所得等の金額	△1866万2008円
(4) 納付すべき税額	0円
(5) 翌年へ繰り越す上場株式等に係る譲渡損失の金額	3807万8900円
(6) 翌年へ繰り越す先物取引の差金等決済に係る損失の金額	2700万3028円

4 処分行政庁が令和2年9月9日付けで原告に対してした、原告の平成30年分の所得税及び復興所得税の更正処分のうち、次の(1)ないし(5)の金額を超えない部分

(1) 総所得金額	0円
(2) 上場株式等に係る譲渡所得等の金額	△2450万0000円
(3) 納付すべき税額	0円
(4) 翌年へ繰り越す上場株式等に係る譲渡損失の金額	6257万8900円
(5) 翌年へ繰り越す先物取引の差金等決済に係る損失の金額	1866万2008円

以 上

(別紙2)

関係法令の定め

第1 国税通則法

5 1 16条1項

国税についての納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 1号

10 申告納税方式 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

15 (2) 2号 省略

2 16条2項

国税（前条第3項各号に掲げるものを除く。）についての納付すべき税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれの方式によりされるかは、次に定めるところによる。

20 (1) 1号

納税義務が成立する場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税 申告納税方式

(2) 2号 省略

3 18条1項

25 期限内申告書を提出すべきであつた者（所得税法第123条第1項（確定損失申告）、第125条第3項（年途中で死亡した場合の確定損失申告）又は第12

7条第3項（年の途中で出国をする場合の確定損失申告）（これらの規定を同法第166条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出することができる者でその提出期限内に当該申告書を提出しなかったもの及びこれらの者の相続人その他これらの者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあっては、第7条の2第4項（信託に係る国税の納付義務の承継）の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。）は、その提出期限後においても、第25条（決定）の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。

10. 4 18条2項

前項の規定により提出する納税申告書は、期限後申告書という。

5 23条1項

納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年（第2号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、10年）以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は26条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があった場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

20 (1) 1号 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。

25 (2) 2号 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）

に純損失等の金額の記載がなかったとき。

- (3) 3号 第1号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額（当該税額に関し更正があった場合には、当該更正後の税額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に還付金の額に相当する税額の記載がなかったとき。

6 25条

税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りでない。

7 70条1項柱書

次の各号に掲げる更正決定等は、当該各号に定める期限又は日から5年（第2号に規定する課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定（納付すべき税額を減少させるものを除く。）については、3年）を経過した日以後においては、することができない。

- (1) 1号 更正又は決定 その更正又は決定に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る更正については当該申告書を提出した日とし、還付請求申告書の提出がない場合にする決定又はその決定後にする更正については政令で定める日とする。）

8 7.2条1項

国税の徴収を目的とする国の権利（以下この節において「国税の徴収権」という。）は、その国税の法定納期限（第70条第3項（国税の更正、決定等の期間制限）の規定による更正若しくは賦課決定、同条第4項の規定による賦課決定、前条第1項第1号の規定による更正決定等、同項第3号の規定による更正若しくは賦課決定又は同項第4号の規定による更正決定等により納付すべきものについては、第70条第3項若しくは前条第1項第1号若しくは第3号に規定する更正、

第70条第4項に規定する賦課決定、前条第1項第1号に規定する裁決等又は同項第4号に規定する更正決定等があつた日とし、還付請求申告書に係る還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべきもの及び国税の滞納処分費については、これらにつき徴収権を行使することができる日とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする。次条第3項において同じ。) から5年間行使しないことによって、時効により消滅する。

9 72条2項

国税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

10 73条3項柱書

国税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税に係るものの時効は、当該国税の法定納期限から2年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後2年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる行為又は処分があつた場合においては当該各号に掲げる行為又は処分の区分に応じ当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該各号に定める日の翌日から、当該法定納期限までに当該行為又は処分があつた場合においては当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。

第2 所得税法

1 120条1項柱書

居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第2章第4節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第87条第2項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金

額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第89条(税率)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるととき(中略)は、第123条第1項(確定損失申告)の規定による申告書を提出する場合を除き、第3期(その年の翌年2月16日から3月15日までの期間をいう。以下この節において同じ。)において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。この場合において、その年において支払を受けるべき第28条第1項(給与所得)に規定する給与等で第190条(年末調整)の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該申告書を提出するときは、次に掲げる事項のうち財務省令で定めるものについては、財務省令で定める記載によることができる。

第3 措置法(平成27年分は平成25年法律第5号による改正前のもの、平成28年分ないし平成30年分は平成30年法律第7号による改正前のもの。以下同じ。)

1 37条の12の2第5項(平成27年分以前については平成25年法律第5号による改正前の同条第6項。以下同じ。)

確定申告書を提出する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。)を有する場合には、第37条の11第1項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(第一項の規定の適用がある場合にはその適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該年分の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2 37条の12の2第7項(平成27年分以前については平成25年法律第5号

による改正前の同条第8項。以下同じ。)

第5項の規定は、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であって、第5項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 41条の15第1項

確定申告書(第5項において準用する所得税法第123条第1項(同法第166条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を含む。以下この項及び第3項において同じ。)を提出する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前3年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。)を有する場合には、前条第1項後段の規定にかかわらず、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該年分の当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

4 41条の15第3項

第1項の規定は、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分の所得税につき当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であって、第1項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第4 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

1 17条1項柱書

所得税法第120条第1項、第124条第1項（同法第125条第5項において準用する場合を含む。）、第125条第1項、第126条第1項又は第127条第1項（これらの規定を同法第166条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

以上

別表 1-1 平成27年分の所得税等の課税処分等の経緯

(単位:円)

		確定申告	更正処分等	再調査請求	再調査決定	審査請求	裁決
申告等の年月日		令和2年6月8日	令和2年9月9日	令和2年11月5日	令和3年1月28日	令和3年2月22日	令和4年1月12日
雑所得の金額	①	-	60,722	更正処分及び賦課決定処分 の全部取消し	棄却	更正処分及び賦課決定処分 の全部取消し	棄却
雑所得金額	②	0	60,722				
株式等に係る譲渡所得等の金額	③	-	2,185,132				
上場株式等に係る配当所得の金額	④	16,900	16,900				
先物取引に係る雑所得等の金額	⑤	△ 8,341,020	△ 7,798,920				
所得控除の額の合計額	⑥	380,000	380,000				
課税総所得金額	⑦	0	0				
課税される株式等に係る譲渡所得等の金額	⑧	-	1,866,000				
課税される上場株式等に係る配当所得の金額	⑨	0	16,900				
課税される先物取引に係る雑所得等の金額	⑩	0	0				
⑦に対する税額	⑪	0	0				
⑧に対する税額	⑫	-	279,900				
⑨に対する税額	⑬	0	2,400				
⑩に対する税額	⑭	0	0				
基準所得税額 (⑪+⑫+⑬+⑭)	⑮	0	282,300				
復興特別所得税額 (⑮×2.1%)	⑯	0	5,928				
源泉徴収税額	⑰	2,583	2,583				
納付すべき税額 (⑯+⑰-⑱)	⑲	△ 2,583	285,600				
本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	⑳	16,900	-				
翌年以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額	㉑	49,983,100	0				
本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る損失の金額	㉒	-	-				
翌年以降に繰り越される先物取引の差金等決済に係る損失の金額	㉓	23,699,773	7,798,920				
無申告加算税の額	㉔	-	42,000				

- (注) 1 「株式等に係る譲渡所得等の金額」③欄及び「先物取引に係る雑所得等の金額」⑤欄の△印は、損失の金額を表す。
 2 「上場株式等に係る配当所得の金額」④欄の金額は、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」⑳欄の金額を差し引く前の金額であり、「課税される上場株式等に係る配当所得の金額」⑨欄の金額は、当該金額(⑨欄)を差し引いた後の金額である。
 3 「課税される株式等に係る譲渡所得等の金額」⑧欄、「課税される上場株式等に係る配当所得の金額」⑨欄及び「課税される先物取引に係る雑所得等の金額」⑩欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
 4 「納付すべき税額(⑯+⑰-⑱)」⑲欄の金額は、△印がある場合は、還付金の額に相当する税額であり、そのほかの場合は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 1-2 平成28年分の所得税等の課税処分等の経緯

(単位:円)

		確定申告	更正処分等	再調査請求	再調査決定	審査請求	裁決
申告等の年月日		令和2年6月8日	令和2年9月9日	令和2年11月5日	令和3年1月28日	令和3年2月22日	令和4年1月12日
雑所得の金額	①	-	142,785	更正処分及び賦課決定処分 の全部取消し	棄却	更正処分及び賦課決定処分 の全部取消し	棄却
総所得金額	②	0	142,785				
上場株式等に係る譲渡所得等の金額	③	△ 4,222,000	21,439,827				
上場株式等に係る配当所得等の金額	④	143,100	143,100				
先物取引に係る雑所得等の金額	⑤	-	10,672,213				
所得控除の額の合計額	⑥	380,000	380,000				
課税総所得金額	⑦	0	0				
課税される上場株式等に係る譲渡所得等の金額	⑧	0	21,345,000				
課税される上場株式等に係る配当所得等の金額	⑨	0	0				
課税される先物取引に係る雑所得等の金額	⑩	-	2,873,000				
⑦に対する税額	⑪	0	0				
⑧に対する税額	⑫	0	3,201,750				
⑨に対する税額	⑬	0	0				
⑩に対する税額	⑭	-	430,950				
基準所得税額 (⑪+⑫+⑬+⑭)	⑮	0	3,632,700				
復興特別所得税額 (⑮×2.1%)	⑯	0	76,288				
源泉徴収税額	⑰	21,910	21,910				
納付すべき税額 (⑮+⑯-⑰)	⑱	△ 21,910	3,687,000				
本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	㉑	0	-				
翌年以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額	㉒	4,078,900	0				
本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る損失の金額	㉓	-	7,798,920				
翌年以降に繰り越される先物取引の差金等決済に係る損失の金額	㉔	8,341,020	0				
無申告加算税の額	㉕	-	714,000				

- (注) 1 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」③欄及び「先物取引に係る雑所得等の金額」⑤欄の△印は、損失の金額を表す。
2 「先物取引に係る雑所得等の金額」⑤欄の金額は、「本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る損失の金額」⑤欄の金額を差し引く前の金額であり、「課税される先物取引に係る雑所得等の金額」⑩欄の金額は、当該金額(⑤欄)を差し引いた後の金額である。
3 「課税される上場株式等に係る譲渡所得等の金額」⑧欄、「課税される上場株式等に係る配当所得等の金額」⑨欄及び「課税される先物取引に係る雑所得等の金額」⑩欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
4 「納付すべき税額」(⑮+⑯-⑰)⑱欄の金額は、△印がある場合は、還付金の額に相当する税額であり、そのほかの場合は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表1-3 平成29年分の所得税等の課税処分等の経緯

(単位:円)

申告等の年月日		確定申告	更正処分等	再調査請求	再調査決定	審査請求	裁決
申告等の年月日		令和2年6月8日	令和2年9月9日	令和2年11月5日	令和3年1月28日	令和3年2月22日	令和4年1月12日
雑所得の金額	①	-	344,948	更正処分 の全部取消し	棄却	更正処分 の全部取消し	棄却
総所得金額	②	0	344,948				
上場株式等に係る譲渡所得等の金額	③	△ 34,000,000	△ 33,877,908				
上場株式等に係る配当所得等の金額	④	-	-				
先物取引に係る雑所得等の金額	⑤	△ 18,662,008	△ 18,662,008				
所得控除の額の合計額	⑥	380,000	380,000				
課税総所得金額	⑦	0	0				
課税される上場株式等に係る譲渡所得等の金額	⑧	0	0				
課税される上場株式等に係る配当所得等の金額	⑨	-	-				
課税される先物取引に係る雑所得等の金額	⑩	0	0				
①に対する税額	⑪	0	0				
③に対する税額	⑫	0	0				
⑤に対する税額	⑬	-	-				
⑩に対する税額	⑭	0	0				
基準所得税額 (⑦+⑧+⑨+⑩)	⑮	0	0				
復興特別所得税額 (⑮×2.1%)	⑯	0	0				
源泉徴収税額	⑰	0	0				
納付すべき税額 (⑮+⑯-⑰)	⑱	0	0				
本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	⑲	-	-				
翌年以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額	⑳	38,078,900	33,877,908				
本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る損失の金額	㉑	-	-				
翌年以降に繰り越される先物取引の差金等決済に係る損失の金額	㉒	27,603,028	18,662,008				
無申告加算税の額	㉓	-	-				

- (注) 1 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」③欄及び「先物取引に係る雑所得等の金額」⑤欄の△印は、損失の金額を表す。
2 「課税される上場株式等に係る譲渡所得等の金額」⑧欄、「課税される上場株式等に係る配当所得等の金額」⑨欄及び「課税される先物取引に係る雑所得等の金額」⑩欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
3 「納付すべき税額(⑮+⑯-⑰)」⑱欄の金額は、△印がある場合は、還付金の額に相当する税額であり、そのほかの場合は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表1-4 平成30年分の所得税等の課税処分等の経緯

(単位:円)

申告等の年月日		確定申告	更正処分等	再調査請求	再調査決定	審査請求	裁決
		令和2年5月8日	令和2年9月8日	令和2年11月5日	令和3年1月28日	令和3年2月23日	令和4年1月12日
雑所得の金額	①	-	-	更正処分 の全部取消し	棄却	更正処分 の全部取消し	棄却
総所得金額	②	0	0				
上場株式等に係る譲渡所得等の金額	③	△ 24,500,000	△ 24,248,987				
上場株式等に係る配当所得等の金額	④	-	-				
先物取引に係る雑所得等の金額	⑤	-	6,732,108				
所得控除の額の合計額	⑥	380,000	380,000				
課税総所得金額	⑦	0	0				
課税される上場株式等に係る譲渡所得等の金額	⑧	0	0				
課税される上場株式等に係る配当所得等の金額	⑨	-	-				
課税される先物取引に係る雑所得等の金額	⑩	-	0				
⑦に対する税額	⑪	0	0				
⑧に対する税額	⑫	0	0				
⑨に対する税額	⑬	-	-				
⑩に対する税額	⑭	-	0				
基準所得税額 (⑦+⑧+⑨+⑩)	⑮	0	0				
復興特別所得税額 (⑮×2.1%)	⑯	0	0				
源泉徴収税額	⑰	0	0				
納付すべき税額 (⑮+⑯-⑰)	⑱	0	0				
本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	⑲	-	-				
翌年以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額	㉑	52,578,900	58,126,895				
本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る損失の金額	㉒	-	6,732,108				
翌年以降に繰り越される先物取引の差金等決済に係る損失の金額	㉓	18,662,008	11,929,900				
無申告加算税の額	㉔	-	-				

- (注) 1 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」③欄及び「先物取引に係る雑所得等の金額」⑤欄の△印は、損失の金額を表す。
2 「先物取引に係る雑所得等の金額」⑤欄の金額は、「本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る損失の金額」⑥欄の金額を差し引く前の金額であり、「課税される先物取引に係る雑所得等の金額」⑩欄の金額は、当該金額(⑤欄)を差し引いた後の金額である。
3 「課税される上場株式等に係る譲渡所得等の金額」⑧欄、「課税される上場株式等に係る配当所得等の金額」⑨欄及び「課税される先物取引に係る雑所得等の金額」⑩欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
4 「納付すべき税額(⑮+⑯-⑰)」⑱欄の金額は、△印がある場合は、還付金の額に相当する税額であり、そのほかの場合は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表2 平成25年分及び平成26年分の所得税等の確定申告書の記載内容等

(単位:円)

		平成25年分	平成26年分
申告書提出年月日		令和2年3月14日	令和2年3月14日
雑所得の金額	①	-	-
総所得金額	②	-	-
株式等に係る譲渡所得等の金額	③	△ 50,000,000	-
上場株式等に係る配当所得の金額	④	-	-
先物取引に係る雑所得等の金額	⑤	△ 15,358,753	-
所得控除の額の合計額	⑥	380,000	380,000
課税総所得金額	⑦	0	0
課税される株式等に係る譲渡所得等の金額	⑧	0	0
課税される上場株式等に係る配当所得の金額	⑨	0	0
課税される先物取引に係る雑所得等の金額	⑩	0	0
⑦に対する税額	⑪	-	-
⑧に対する税額	⑫	-	-
⑨に対する税額	⑬	-	-
⑩に対する税額	⑭	-	-
基準所得税額 (⑪+⑫+⑬+⑭)	⑮	-	-
復興特別所得税額 (⑮×2.1%)	⑯	-	-
源泉徴収税額	⑰	-	-
納付すべき税額 (⑮+⑯-⑰)	⑱	0	0
本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	㉑	-	-
翌年以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額	㉒	50,000,000	50,000,000
本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る損失の金額	㉓	-	-
翌年以降に繰り越される先物取引の差金等決済に係る損失の金額	㉔	15,358,753	15,358,753

別表3 本訴における被告主張額

(単位:円)

		平成27年分	平成28年分	平成29年分	平成30年分
雑所得の金額	①	60,722	142,765	344,948	-
総所得金額	②	60,722	142,765	344,948	0
上場株式等に係る配当所得等の金額	③	16,900	143,100	-	-
(上場)株式等に係る譲渡所得等の金額	④	2,186,132	21,439,827	△ 33,877,908	△ 24,248,987
先物取引に係る雑所得等の金額	⑤	△ 7,798,920	10,672,213	△ 18,662,008	6,732,108
所得控除の額の合計額	⑥	380,000	380,000	380,000	380,000
課税総所得金額	⑦	0	0	0	0
課税される上場株式等に係る配当所得等の金額	⑧	0	0	-	-
課税される(上場)株式等に係る譲渡所得等の金額	⑨	1,883,000	21,345,000	0	0
課税される先物取引に係る雑所得等の金額	⑩	0	2,873,000	0	0
⑦に対する税額	⑪	0	0	0	0
⑧に対する税額	⑫	0	0	-	-
⑨に対する税額	⑬	282,450	3,201,750	0	0
⑩に対する税額	⑭	0	430,950	0	0
基準所得税額 (⑪+⑫+⑬+⑭)	⑮	282,450	3,632,700	0	0
復興特別所得税額 (⑮×2.1%)	⑯	5,931	76,286	0	0
源泉徴収税額	⑰	2,583	21,910	0	0
納付すべき税額 (⑮+⑯-⑰)	⑱	285,700	3,687,000	0	0
当年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	⑲	0	0	-	-
翌年以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額	⑳	0	0	33,877,908	58,126,895
当年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る損失の金額	㉑	-	7,798,920	-	6,732,108
翌年以降に繰り越される先物取引の差金等決済に係る損失の金額	㉒	7,798,920	0	18,662,008	11,929,900
無申告加算税の額	㉓	42,000	714,000	-	-

- (注) 1 「(上場)株式等に係る譲渡所得等の金額」④欄及び「先物取引に係る雑所得等の金額」⑤欄の△印は、損失の金額を表す。
2 「先物取引に係る雑所得等の金額」⑤欄の金額は、「当年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る損失の金額」②欄の金額を差し引く前の金額であり、「課税される先物取引に係る雑所得等の金額」⑩欄の金額は、当該金額(⑤欄)を差し引いた後の金額である。
3 「課税される(上場)株式等に係る譲渡所得等の金額」⑨欄及び「課税される先物取引に係る雑所得等の金額」⑩欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。
4 「納付すべき税額(⑮+⑯-⑰)」⑱欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。